

建物の解体工事・住宅のリフォームをご検討中の皆様へ

大気汚染防止法が一部の規定を除き改正され 令和3(2021)年4月から施工されました!!



身近なことだから、
改めて知っておきたい!!

研究員あすとべすと教授の アスベストリポート 2021



“アスベスト”ってご存知ですか？ それは耐火性や保温性に優れた繊維状鉱物の事です。今から50年以上も前の高度成長期には、便利な建材として盛んに使われていました。しかし、このアスベストによる健康被害が報告され、2000年代初めには使用禁止となりましたが、問題はまだ解決したわけではなかったんです！実は当時に建てられた建物が寿命を迎え、解体の際に飛散するという新たな課題が発生しています!!

この“改正”で

工事を依頼する私たちにも、責任と罰則が...

アスベスト除去工事に関する罰則

アスベストを含む建物を改修・解体工事をする際に、施工計画書を作成し官公署へ届出を行わず工事をした場合は、法律違反となり、下記のような処罰を負うこととなります。

違反した場合は、**刑事責任**と**民事責任**になります!!

- 大気汚染防止法違反
- 労働安全衛生法違反

- 施工業者**と**発注者**が
負うこととなります!!

50万円以下の罰金!!

3ヵ月以下の懲役又は
50万円以下の罰金!!

こんなケースにはご注意ください!!

皆様のご自宅に突然訪問し、「外壁にアスベストが大量に見つかったので至急工事をした方がいい」とリフォームを強要してくるケースもあります。また、住宅リフォームや解体の際に安い費用で契約をし、アスベスト除去・解体の作業手抜きや廃棄物不法投棄の違法行為を行う業者もいます。あるいは、安価な金額で契約しておきながら、工事が始まってからアスベスト工事分の追加費用を請求されるケースもあります。

今後の建替え・建物の解体時には、お客様へのアスベスト調査が義務化されました。もし、調査を行わずにアスベストを含む建物解体などを行うと処罰の対象となりますよ!!



▶▶▶では“アスベスト”の何が問題なのか？ 詳しくはウラ面で!!▶▶▶

現在、建物の改修・解体工事の際には法令でアスベスト調査義務があります。その際に、アスベスト含有物がある場合には、適切な処理をしなければなりません。調査からアスベスト除去・廃石綿処分運搬まで**一貫体制で全てを行える当社**にお任せください!

アスベスト調査・除去工事なら、ハクトーへ!!



株式
会社

ハクトーータルサービス

メールアドレス : hts@rose.ocn.ne.jp



まずは、お電話ください。

ハクトーはゴー
0120-891085

ハクトー 1番ドットコム
HP : <http://www.hakuto-1.com>

まず、アスベストのことを知る!

そもそも、アスベストとは?

「石綿(いしわた、せきめん)」と呼ばれる天然の鉱物繊維の総称で複数種類の中、日本ではクリノタイル(白石綿)・アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)が主にあります。耐火性・断熱性・電気絶縁性など高い性質のため、断熱材や保温材、防音材として建物の天井や鉄骨部分、外壁部分などに多く使用されていましたが、人体への影響が判明してからはアスベスト含有建材(アスベスト含有率が0.1%を超える製品)の製造も使用も2006年(平成18年)9月から全面禁止となっています。

アスベスト含有物



アスベストによる、人体への影響

アスベストは、とても細かい繊維状で空気中に飛散しやすく、人が吸い込むと様々な病気を発症するリスクが高い為、製造及び使用が禁止となりました。アスベストを吸い込むと肺の中に長期間(20年~30年)とどまり、肺がんや中皮腫といった病気を発症する可能性が非常に高まります。

アスベストによる病気

中皮腫

(潜伏期間40年後)

肺がん

(潜伏期間30~40年程度)

著しい呼吸機能障害を伴う

石綿肺

潜伏期間10年以上)

著しい呼吸機能障害を伴う

びまん性胸膜肥厚

(潜伏期間30~40年程度)

その危険度に応じた、レベルがある!!

アスベストは発じん性(粉じんの発生しやすさ)によってレベルが右記のように1から3に分類されています。

危険性が高い
石綿飛散の危険性
危険性が低い

LEVEL 1 飛散性が著しく高い

アスベストとセメント・水を混合した状態で吹き付けて使われた吹き付け材などです。固まると綿のような状態になります。1956年(昭和31年)から1975年(昭和50年)まで集合住宅やビルなど、建築物の鉄骨柱・梁部に使われていました。アスベストの濃度が非常に高く、経年劣化により、少しの振動や接触でポロポロと崩れ、飛散する恐れがあり非常に危険です。

LEVEL 2 飛散性が高い

アスベスト含有の保温材や、耐火被覆材・断熱材です。保温目的で、ボイラーや空調ダクトなどの配管の曲がった部分や煙突に巻きつけて使われてきました。壁や天井の吹き付けではなく、シート状に巻き付けられているため、レベル1に比べると飛散性は下がりますが、危険であることには代わりなく、注意が必要です。

LEVEL 3 飛散性が比較的低い

レベル1や2に該当しない、アスベストを使用した外壁塗材・下地調整材や形成板等に使用しています。密度が非常に高く板状の建材なので、通常の使用状況で飛散する可能性は低いですが、改修・解体する際には慎重に取り扱わないといけません。

たとえ危険性は低くても、要注意だよ!!

身近な所にアスベストは存在する

私たちが普段利用する場所にもアスベストの脅威が...

住宅では、天井裏・屋根・内壁・外壁・建物の骨組みなど。学校や公共施設では、天井裏・階段の裏・ボイラー室・体育館・壁・建物の骨組みなどに使用。工場では、天井裏・屋根・ボイラー室・壁・建物の骨組みなどに使用されていました。アスベストは使用を禁止されるまでとても多くの場所で広く使われてきました。国土交通省によると、日本における石綿使用のピークは1970~1990年代であるとされており、この期間に建築・リフォームされた建物にはアスベストを含んでいる可能性があり、注意が必要です。

住宅・店舗などの壁面



事務所などの天井にも使われています



公共施設などの階段裏にも使用



天井の吹き付け使用例



ボイラー室での使用例



アスベスト安全に除去するには、どうするか?

アスベストを除去する時には...

改修及び解体工事等の計画がある場合、担当する業者は対象となる全ての部材に石綿が使われているかを、現地にて目視・試料採集・分析などの事前調査を行い、調査結果を発注者へ書面にて説明を行う義務があります。また、その記録を3年間保存することが義務化されております。その後、依頼主様からのご依頼を受けて施工計画書を作成し、所轄官庁へ届出を行います。提出した書類が受理・承諾され、現地での立合い審査合格後除去作業を行います。

【ご注意】レベル1およびレベル2の場合は、施工計画書の届出から受理されるまで14日間 かかります!!

アスベスト除去時の飛散防止対策!!

アスベスト除去作業は、外部への飛散を防止する為に作業エリアの隔離養生を行います。その際に、作業前・作業中・作業完了後の適時に粉じん濃度測定を行い、外部へ粉じんが流出していないか確認を行いますのでご安心ください。アスベスト除去工事は、必ずプロの業者にご依頼ください。

工事周辺で生活している住民が、アスベストの健康被害を発生させない為に、法律に基づいた工事を行う事が重要なんですね!!



完全な隔離養生を行います



高い技術と丁寧・確実・信頼の
株式会社 **ハクトータルサービス**
ハクトーはゴー
☎0120-891085



この“レポート”を踏まえ
いま1度 **オモテ面**を
ご覧ください!! ▶▶▶